廣益俗說辨 卅八

殘編
神祇 后妃
公卿 士庶

和書門 類
一九〇五三號
一八二函
一二三架
四六冊

内閣文庫
和書 類
一九〇五三號
四六冊
二二三函
一六架

新獻 九十三

内閣文庫
番號 和 19053
冊數 46 (39)
函號 212 69

国立公文書館
National Archives of Japan

廣益俗説辨殘編總目録

巻三十八

○神祇

補 鹿嶋立の説

補 長田社乃説

補 鈴鹿社乃説

○后妃

補 檀林皇后御歌の説

○公卿

補 菅丞相御歌乃説

淺草文庫

花迺家文庫

補 平重盛源頼朝を伊豆国に流さし段

○士庶

補 藤仲光が段

補 頼朝通伊東北条女子 附 同人討山木判官段

巻三十九

○士庶

補 畠山巴女と戦ふ段

補 能登守教経戦死の段

補 武蔵坊弁慶ハ熊野別当湛増が子なりし段

補 足立藤九郎盛長が段

巻四十

○士庶

補 楠正儀足利家に降参の段

補 宇野熊王丸楠正儀を狙ふ段

補 細川頼之丹波山国に蟄居の段

○婦女

補 塩谷高貞が妻が段

補 釣り金やきせし女が説

○僧道

補 釋道公絵馬の神を見る説

巻四十一

○雑類 地理

補 上総国下総国の説

補 常陸国の説

補 筑前国筑後国の説

補 豊後国の説

補 兵庫築嶋の説

補 阿波鳴門の説

補 駿河賤機山の説

補 陸奥千咲原の説

補 下野室の八嶋の説

補 大和龍中谷の説

補 外国をからと称する説

補 諸国名後より文字を改る説

補 古へ称国後改郡郷説

補 異邦書載日本国郡等異字の説

巻四十二

○雜類 地理

補 攝津國琴引坂の說

補 肥後國踊山の說

補 同國彌護山の說

補 駿州富士の人穴の說

補 伊勢國鏡石の說

補 伊豆國碁盤石の說

補 土佐國潮石の說

補 同國響石の說

補 同國動石の說

補 隱岐國葛田池の說

補 伊勢國井谷の水の說

補 常陸國出水河の說

補 肥後國鹿子木赤井の說

補 同國阿蘇郡小國の奇水の說

補 阿波國星石山の說

補 出雲國玉造の熱湯の說

卷四十三 補遺 編終之後追加

○雜事 人物 俗諺

補 五月五日にうまるゝ子ハ親にあたをなすと云說

補 諱及名乃従

補 名字補遺

補 源内平内等の名の従

補 監物太郎監物次郎といふ名乃従

補 朝起の家ハ福来ると云従

補 物ハあやかるといふ従

補 金神乃従

○雑類 居處

補 丹波国時平屋敷の従

○雑類 佛家

補 大磯乃石地蔵の従

○雑類 文字

補 石をこくとよむ従

補 舩乃字ハきみかふねとよむ従

補 定家一字題乃従

補 野馬臺ハ陽煙と云従

○雑類 禽鳥

補 五位鷺乃従

補 黄鳥鶯をうぐゐすといふ従

補 郭公鸚鸞をかくきんと云従

補 ○雑類 魚蟲

補 鰹をくわいとよむ説

補 石決明殻を門に掛る説

補 ○雑類 草木

補 牡丹を廿日草といふ説

補 杜若をかきつばたとよむ説

補 奥州にて菖蒲あれ故よりわき紙用る説

巻四十四 補遺

補 ○雑類 人事

補 息女を娘と書説

補 さげ髪の説

○雑類 文字言語

補 天竺ノ文字孝霊帝ノ佛字に渡ル説

補 者と書説

○雑類 器物

補 左折烏帽子の説

補 尺八の説

○雑類 衣服

補 舊苔の袖の説

○雑類 薬種

補 香のちじみれ説

○雜類 食物

補 餅をかちんと云説

○雜類 居處

補 相模国曽我屋敷の説

○雜類 禽獸

補 蒙貴を猫といふ説

○雜類 魚蟲

補 硯の中より龍出る説

○雜類 草木

補 梅を木毋と云説

補 日本の海棠乃説

補 女郎花乃説

巻四十五 補遺

雜類 俗書

補 呉越軍乃説

補 波羅奈国沙門乃説

補 竹柿か説

補 長八丈の鬼が説

○雜類 俗諺

補 伊勢三鰐一體分身乃説

補 もろこしのさもくが説

○附録

補 或問 十三箇條

以上八巻 引用書三百二十五部 書目終編ニ載之

廣益俗説辨残編三十八目録

○神祇

補 鹿島立の説

補 長田社乃説

補 鈴鹿社れ説

○后妃

補 檀林皇后辞世乃歌の説

○公卿

補 菅丞相乃歌乃説

補 平重盛源頼朝を伊豆国に流さ説

○士庶一

補 藤仲光が説

補 頼朝通伊東小條女子并同人討山木判官説

廣益俗説辨殘編三十八

肥後隈本　井澤節長秀輯録

○神祇

補 鹿嶋立の説

俗説云、鹿嶋立とは、鹿嶋立とて、神代のむかし鹿嶋武甕槌命、香取經津主命の神を下して、葦原中國を治免たまひしより唱へ来れり

今按ずるに此説非なり。鹿嶋本縁曰。阿須波大明神社。在下総國香取郡。是祭大己貴命兒阿須波命也。於旅行發駕之

日。就此神而禱之。於庭上折立小柴祝首途
以此縁今俗称旅出日康鴻立。萬葉集歌
曰逢波那迦乃阿須波乃加美爾古志波
佐志阿波禮伊波々牟迦延利久留滿豆
とあるを考へ知るべし

補
長田社の説

俗説云長田忠宗 系圖作忠致 尾張國内海にて。義朝
を害せし。頼朝のしれ。伊勢國にかくれしを。探し出
して誅せしむ。其霊所の者に祟りをなせしかば
神と祀れり。今の長田社これなり

今按ずるに。度會延経神名帳考證曰。伊
勢國飯野郡意非多神社。意字。韻書曰。
億或作意。大訓意非飯之上略。多田也。飯野
之名。起于此乎。出雲風土記曰。伊毘志都幣
命称豊宇氣姫。今云長田社在朝田村北
向東。此乎長訓於佐。土民云長田忠宗弑
源義朝。後於此地逢斬戮。其靈為崇故
立此社祭之社名意非多而在朝田村混
二名為長田作此説忠宗於尾張國被誅
非此國事なるを知りて。俗説の非を知るべし

補 鈴鹿社乃説

俗説云伊勢国の鈴鹿姫ハ鬼女なり田村麿これ
を妻とし没後神と祝ふ今の鈴鹿社これなり
今ノ按ルニ神名帳考證ニ曰。鈴鹿郡片山神
社。古事記曰。大山津見神之女名阿多都比
賣。伊豆国阿米都加多比咩命神社。加
與ト阿音通。今鈴鹿姫社乎。弘安元年勅
使記ニ曰。鈴鹿山鈴鹿姫坐ス坂頭之北邊。世
傳曰。坂上田村麻呂奉レ勅征ニ此山鬼女且相
婚而女自伏レ衆就ニ囚獻之朝。亦逃入山。後田
村麻呂追到為夫妻其鬼女是鈴鹿姫也。
按此征役事。不見于史籍田村者村與守
言通。謂穀霊讃岐国田村神社伊賀国
田守神社。常陸国稲村神社以穀属本
配ニ本霊阿多都姫為其夫乎。田村與因
村麻呂同名。因作征伐之語。終至失其實
而黷神者也とあるなりく。其相違を暁
とるべし

○后妃

補 檀林皇后辞世詠歌乃説

国立公文書館 National Archives of Japan

俗説曰。檀林皇后薨じたまふとき。野葬にすべき旨を
のたまひて一首の哥をよみ給ふ　我死なば焼くな
うづむな野にすてゝ飢たる犬の腹をこやせよと
よみて薨じ給ひしかば御遺言にまかせて野にすて
てしに犬烏の餌になりしとなん
今按ずるに檀林皇后野葬の事。正史實録
にみえず。文徳實録曰。嘉祥三年五
月辛巳。嵯峨皇太后藤嘉智子崩。六十五。壬午
葬太皇太后于深草山。遺令薄葬不
営山陵。とあり。薄く葬て山陵を営ざるは

尊くば公卿を葬るに。土葬をもってよろしか
ざりし。是は費を省き。且は後世に及て。贓
の為に發かれざらんための遠慮なり。然
りとて焼ことはあらざれど。紙の袋妖僧附會し
て。葬儀を用ひしど。中野に棄しと記せしより。
後世まことゝして其事蹟をのこせり。近世
印行の書をみるに。皇后の辞世として
淺茅の歌を記せり。是は皇后の御詠にあら
ず。播州の教信沙弥が歌なり。往生拾遺
曰。播州賀古郡念佛堂沙弥教信臨終に

およびて。我死なば焼かうむれ骨よすて〻唐せ
よら狗の腹をこやさしめよと。後に寂に因て孫
子ら棄ずて。烏狗の餌となりぬ。数仏塔ハ。摂
津国豊嶋郡にあり。詳に摂陽群談に
見えたり。余覡北護抄を考ふるに。皇后も
厚く禅法に帰依しましまり。あるまじき穢に
こゝろたしめ山のおほきにぞりてはゝ宜なり
うたく火れ煙なりきかりせ。是は禅録に。蘭
山見烟早知是火といふ意なり。そのゝち
僧恵萼渡唐して。塩官国師に。此事を語

りけれバ。禅宗にちなみありてげるかな皇后の
印可せり。爾来に檀林寺を建られけれバ。世に
檀林皇后と申しまつりしとかや。それ名の本寺
にしてぞ。野僧の虚名をかりつるなり。其
術流しめじんバ有べけんや

○公卿

補 菅丞相御ことの従
者従云。菅丞相御奇に。鳥もなく鶏もきこえ
ぬ里もがな子とりわかれのかなしみぞせじ
今按るに。此ハ菅家の御ことにありけるぞ。

大田持資入道道灌の事なり。慕京集（道灌）
一世の寄鳥ニ事よせ世の中にもきこえぬ里も
がなかりわろき夜のあけぐれにせんとある歌
如とぞよしいつかある為よ。菅家の詠くおやま
まろうやと考られたり。天満宮故実其外諸書に
り。菅丞相筑紫に流されたまひける時。河内
国道明寺に。御伯母覚寿と申人ありけるに
立より給ひ一宿ありて。その夜鶏の鳴を。かしこの庭
しくや思しけん。なけばこそわかれをい
そげとりの音のきこえぬ里のあかつきも

がなとよみ給ひしより。此寄相みゆる
をもつて名づくるものなり

補 平重盛頼朝を伊豆国に流さんと欲
俗従ニ云。大らず清信頼朝を伊豆国に流せしハ。平
家のあやまりなりしかど。其故ハ関東の武士等を。
頼義義家以来。源氏をうやまひきたりし事。
年代の主君に汝されし道こゝろ悪源太義平
を。義家のかくれおはしまかれ。謀叛
よりて誅せられしを。頼朝朝敵なるに
よろしかず。是非おくるひたさぞ其過ぎたり。其とみ

又頼朝を誅せらる。石田へ流しやりければ。さすらひ朝敵ともなるべきなれ。清盛を悩さんと。忽ち関東より大乱起るべき状。平宗盛を亡し給ひ。頼朝を伊豆国にながされし事。いきおひのやむことなく栄ざるが故なり。かくなさざる事て。の老どもれ是顧とくらべ。源氏をひきたれ。平家ごしまくしもゆるみのはかりごとなり

今按ずるに。此説偽なり。頼朝を伊豆に流をしハ。平重盛一世の不覚なり。此時に源平盛衰記に。治承四年九月大場景親が許より。

頼朝の係累を告しかれ。太政入道安からず思ひて。東国の奴原ハ。六條判官為義が一門。頼朝に就きざる侍どもなし。皆彼に従ひ仕へし家人多かれバ。八箇国の家人に頼朝を守護して。入道が一門を滅さんとおもふこそ有うき。盗に鑰をあづく。千里の野に虎を放ちたれ似たりとそ。座にも居まうれば踊あがりまくしるひられども。甲斐なしとあふて又るべし。又頼朝を害さば。八幡殿の子孫滅びさりとあくぐ。さてしひ朝敵にもなるべかれ。太

乱をなさばくしやといふとも非なり。むかしより頼朝
を殺された。いまだ範頼義経義仲以下同じく
残まり。八幡殿の子孫滅びうせしは言べくも
など。是より後頼朝の時よりして範頼義経
義仲を滅し。其身も程なく薨ぜられ。実子
頼家実朝相つゞき弑せられて後。天下北條
が掌握となれり。これぞ義家の嫡孫
滅びたりといふべし。されども終に関東より
乱を起して。北條氏をかたふけし者なく。九代
まで不義の富をたもちて。又重盛の善悪あり

せしかども。聖賢にあらざれば。あやまりなきにあらず
あさかれ。父の浄海が君を悩しまゐらせし家
を見てはかたくいさめ。終に君臣の事なりき。
入道が老僻といへども。且恥且忠なり。逆
の心を擅にするをいさめて。平生の言行
人を服せしむるにあらずんば。如是なかりし。是
其善なるによりてなり。されども今も猶経盛にみ
深し。念仏の礼讃。熊野の参詣。布引
滝に難波といはれしぞかし。是其器なるに
なり。平治年中頼朝擒られし時。清盛

が徒母池尼。末世を判じて。判綱の命をなし
は。清盛平氏なりしかば。末世法ていりて平
氏の運命盛なれバ。判綱ありといへども恐をく
なりたらざ。運命既に竭ぬれば。判綱なくとも
滅ずべしとかりけり。此語其理あるに似たりとい
へども。然るべくハ。判綱を擱得バ則彼か首を
刎て。其餘の家族多く出して殊ごとく誅すべし。
若それを憤て東兵起らバ。師を出して之を
討べきに。何のかまはれありん。末世之乃いへ
ることろハ。古語に。悪人闘不擁其脱樹

其背未經。今其勝とあるは似たり。憎しの
於。其判変の足らざるなり

○士庶

補 藤仲光が従

僧従云。多田満仲其子美女丸作美女丸を。叡山
のぼりて。恵心僧都弟子とす。美女丸學業
をなましめむとして。剣術を事とす。ある日満仲
美女丸を呼て佛經をよませしむるに。読こと
あたはず。満仲大にいかり刀を抜てきらんと
しけれバ。丸。経をすてにげて逃出しより。満仲

いかなれば家臣なる仲光に殺害をなすべき旨を命ぜられしか仲光きうふ思ひびと其子幸寿丸と斬て美女丸が首と云て満仲に見せしむ後り美女丸僧となりて源賢と称せり

佐々宗淳評曰。以君観之。仲光之所為。真志雖可憐而不知名教大義也。請試論之。夫父而殺其子者。人倫大変天下難事也。石碏之殺其子。戴其君也。金日磾之殺兒。抑其君也。是皆出於不得已。而得義理之正者也。今幸寿無可殺之罪。而仲光殺之。謂之忠義可乎。然則為之如何。仲光陽従満仲之命。陰奉麻呂。深隠山林。待満仲之怒漸解而奉麻呂抵京。叩頭泣血。然許曰。嚮公子忤命。将軍令臣斬之。臣意謂若従命則使将軍負不慈之譏。公子致譏命之死。臣犯将軍之顔。則厳命速於星火。無路進言。於是密奉公子。晦跡山林。夫公子累世将種。而豪貴子弟也。平生所見聞。非馳馬試劔。則是

牽黃臂蒼宜其厭修習而嗜輕捷矣。
將軍欲殺之不亦甚乎。方今公子其
年漸長志氣英邁決非可墮其業者
也。伏願將軍察公子之無罪憐臣之
微忠其為父子如初而使公子受爵
於朝廷。則匪啻公子之幸。抑亦將軍
永世之福也。若臣之所言。不當其理
則斧鉞刀鋸固所甘心也。滿仲雖昏暴
而父子之天性固有之必大感喜謝麻
呂再造之恩之不遑豈非君臣父子兩

全之計乎。不知出此牽於不忍之情而
反為安息之事是皆不學之過也。悲夫

佐々宗德
所蔵

補 頼朝通伊東小條女子 附 同人討宗邦官領

俗説云。頼朝伊豆にながされしとき。伊東次郎
祐親が女子にかよひて。一男子をまうく。名づけて
千鶴丸といふ。祐親聞てくやしくおもひけん。女子が
継母これを祐親に告しらせ。祐親大におどろきて。
彼男子を。伊豆の松川の奥。とゞろきの淵にしづ
めよとて。かの女子をとらへて。江馬小次郎に

嫁（カ）と曽我物語を考るに。是は北条の時政が祐親（スケチカ）が娘も
子のうちに馬の介義明にハ別人と見えたり
いふらんなれども。頼朝を害（ガイ）せんとせしよし。祐親が次男伊
東九郎祐清（スケキヨ）これを頼朝に告（ツゲ）たり。頼朝おどろ
きて逃去（ニゲサリ）給ふ。其路次（ロシ）をしらず。八幡を祈（イノ）り
ていはく。先祖（センゾ）義家（ヨシイエ）が由緒（ユイショ）をもて給はゞ。征（セイ）
夷（イ）将軍にいたらしめ給へ。と祈り給ひしよしつたへり
どは。伊豆（イヅ）一国の主（ヌシ）と成て。祐親（スケチカ）を召捕（メシトツ）て讐（アタ）
を復（フク）し給ふべしとて。かく祈り給ひけるにいさゝハ
しるしありて後。頼朝北条の時政（トキマサ）が館（タチ）に行
て忍びおはしける。又時政（トキマサ）が娘。政子（マサコ）に通（ツウ）ぜられ

曽我物語に時政にむすめ三人あり。一人ハ先腹にて。廿一歳なりたる
時政女なり。二三は当腹にて。十九十七になる。ここに頼朝
北条にしのびておはしまして。消息をとどけんとせしが。伊東にて
継母が讒おもいれたりしもくるしくおぼえて。十九の
女のかたへ文をつかはしける途中にて。藤九郎盛長思ひけるは姉
ハ悪女にて。妹二人ハ美女なれバ。姉御前ハいたはしとおもひつゝ
なし。さればこそ北条にも時政が世継のかたにとおもひて
て。文を廿一の姉にうつしかへてまゐらせしかば
頼朝志のびてかよひけるが。是よりさきに十九の妹
姉によりてかはりし。されば夢をかひし事がけして違ふ
事ともみえず。と申す人。北条（ホウデウ）時政（トキマサ）京よりくだりて
ましと申なしあり。
けるが。此事を聞（キヽ）て。大におどろくといへども。いろに
出さずして。路次（ロシ）にて約諾（ヤクダク）ありければ。国より嫁（ツマ）
かくして。ひそかに政子（マサコ）を伴ひ。山木判官（ハンガン）兼隆（カネタカ）に遣けり
捨ける。されども政子。北条の佐（スケ）殿にこゝろざし

ぬるりけれバ。おのく徳に立生のみして。兼隆(カネタカ)
がりくはみげかなり。居て待つれども見てさらき
きバ。およし子はなして尋(タヅ)ね来りしかども。
ゆく名もしれバぬれくりかのひきく終夜(ヨモスガラ)伊(イ)
豆(ヅ)山(ヤマ)の多ゆなる。心ある兵衛佐(スケ)殿の許(モト)にこぞり
くり。頼朝勢(セイ)を催(モヨフ)して。山木ノ兼隆を
討(ウチ)。後に伊東祐親をもほろぼして。あらたに
遂あへり　以上源平盛衰記曽我物語　〇東鑑脱漏ニ以政子ヲ
称(ス)ニ神功皇后ノ再来ト　本朝女鑑貞行部平政子
今按るに。頼朝をぞに刑餘(ケイヨ)の獨夫(トクフ)まくなし。

伊豆(イヅ)配所に流され。二十餘(ヨ)年の星霜(セイソウ)を經
經(ヘ)たり。元来(グワンライ)共(トモ)に天を戴(イタダカ)ざるの讐(アタ)あれバ
漂浪(ハクラウ)の槌(ツチ)をおぎんなり。苫(トマ)に寝(イネ)塊(ツチクレ)を
枕とすべき身の。おさゆゑくも東家(トウカ)の
牆(カキ)を踰(コヘ)て處子(シヨシ)を摟(ヒク)のみにあらず。我
身の罪悪(ザイアク)を顧(カヘリミ)ず。剰(カツ)さへ伊東(イトウ)を怨(ウラ)みて。
同本とあらてかくハ。やもすれバ伊豆一國(コク)を
領(リヤウ)ぜしめ給へ。伊東が讐(アタ)を復(フク)さんと。八
幡(マン)に祈(イノ)りしハ。父に勝(ウヘ)ちて婦に厚(アツ)
きなり。不孝(フコウ)不義(フギ)評(ヘウ)するに及(およ)ばず。又

少きグしより政子。荒淫放蕩不待父母
之命媒妁之言鑽穴隙踰墻て相從てり。
詩り。士之耽兮猶可説女之耽兮不可
説と賦きる類なり。ちまたのくさぐさぱまこと
にあれも婦なり。彼いの志なかるべくへ為しひ
輿中に死しも。なんぞ云甲斐なく。二夫
にまみえんや。扨しをわれぞ。又ちかもと八烈
女の節義高まてぞひ。私まより黨し女。夫
君を殺さしてり。乱倫の罪濃くたまんや。
まろ紙史り贅きしもがし。政子が桑中
淫奔の穢行あり紙りきまへど。あらじは
貞婦と書し。神功の再来とも記なり。
彼をしと貞婦といふべくハ。いづきろ貞婦
ならざらん

廣益俗説辨殘編三十八終

国立公文書館
National Archives of Japan